

盛土条例施行に伴う建設発生土の処理について

答弁者 交通基盤部長

質問要旨 熱海土石流災害を受けて、静岡県条例を迅速に改正したことについては評価する。一方で、関係者への説明不足による混乱や、現場感覚からすると現実的でない部分があることについて、各方面とのヒアリングや現地調査から認識をしている。これらに対し、迅速かつ的確な対応をしていくことが大切であると考えている。

建設発生土を分別する施設の設置と県事業への積極的な活用を提案する。例えば、御前崎港の埋め立て事業に活用するなど、廃棄から再利用に転換する循環型の公共事業システムを描いてみてはどうか。

建設発生土の処理は、事業者の責任となっているが、条例の厳格化と同時に県内事業者が建設発生土を処理する場所を確保していくことを考えていくべきである。そこで、将来的に県の計画する事業用の土砂として使っていくシステムを構築したらどうかと考えるが所見を伺う。

<答弁内容>

次に、盛土条例施行に伴う建設発生土の処理についてお答えいたします。

建設発生土については、まず、現場内で発生抑制を十分に検討し、止むを得ず現場から搬出する場合でも、50 km以内の建設工事への搬出を原則とする「公共建設工事におけるリサイクル原則化ルール」に基づき、建設資材として有効利用することを推進しております。県では、公共工事間での利活用促進を図るため、国や県の発生土情報交換システムにより、関係者間で情報を共有する取組を進めておりますが、土砂の発生と利用時期及び必要となる土砂の質や量のミスマッチで利活用できない場合があります。令和3年度の県発注工事では、建設発生土の約3割が残土処分場で処分されている状況です。

こうしたことから、建設発生土の再利用を一層推進するため、建設発生土利活用ルールの周知徹底に加え、民間事業者も利用しやすい県独自の発生土情報システムを開発するとともに、新たな土壌改良技術の活用促進や、仮置き場などの活用を検討するなど、処分される発生土の全体量の低減に取り組んでまいります。

県といたしましては、盛土条例施行以降の建設発生土の処理状況を定期的に把握するとともに、環境負荷の軽減と循環型システムの構築に資する、持続可能な建設発生土の処理の仕組みづくりを進めてまいります。